

会報 わかやま



「千年杉(屋久島)」



和歌山県土地家屋調査士会



土地家屋調査士倫理綱領

1. 使 命

不動産に係る権利の明確化と期し、
国民の信頼に応える。

2. 公 正

品位を保持し、公正な立場で
誠実に業務を行う。

3. 研 鑽

専門分野の知識と技術の向上を図る。

表紙写真撮影

山田 耕造 会員
(和歌山支部)

CONTENTS

ごあいさつ

和歌山地方方法務局	局長 喜田繁克	……	1
和歌山県土地家屋調査士会	会長 川口吉雄	……	3
(公社)和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	理事長 長岡史郎	……	4
和歌山県土地家屋調査士政治連盟	会長 稲垣 崇	……	5

情報の広場

適正申告への協力方をお願い	……	6
---------------	----	---

研修会等報告

研修会報告	和歌山支部 山村定司	……	7
筆界鑑定研修会	広報部	……	8
総務部主催研修会	広報部	……	9
紀北支部研修会	広報部	……	10

報 告

政治連盟平成 30 年定時大会		11
調査士会平成 30 年定時総会		11
(公社) 調査士協会第 34 回定時社員総会		11
広報部主催献血活動	広報部	12
平成 30 年和歌山大学寄付講義成績優秀者表彰式	広報部	13
和歌山大学寄附講義予定表	広報部	14
平成 30 年度 和歌山大学寄付講義 期末レポート優秀答案紹介 (抜粋)		
寄付講義委員会 副委員長 仲谷雅弘		15
第 18 回 和歌浦バイマラソン with ジャズ	広報部	18
表彰		19

事務所訪問記

紀北支部 長岡 史郎事務所	広報部	……	20
---------------	-----	----	----

新入会員紹介

……	……	22
----	----	----

広 告

会報

わかやま

2019
Vol.75



新年の御挨拶

和歌山地方法務局

局 長 喜 田 繁 克

新年あけましておめでとうございます。

和歌山県土地家屋調査士会会員の皆様にとりまして、本年も充実し、実り多い一年となりますようお祈り申し上げます。

平素は、不動産表示登記を始めとする当局の業務運営に対しまして、格別の御支援と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、恒例となっております「全国一斉！法務局休日相談所」には、会員の皆様に相談対応等に御尽力いただき誠にありがとうございました。

さて、法務局において登記所備付地図作成作業は表示に関する登記における最重要課題であることは改めていうまでもありませんが、いわゆる法 14 条地図の全国で占める割合は約 56%にとどまっています。そこで、全国的には平成 27 年度から、従来型の地図作成作業に加え、大都市型登記所備付地図作成作業及び震災復興型登記所備付地図作成作業を実施し、その拡充を図っているところです。

当局における地図作成作業は、従来型の地図作成作業の 1 年目作業を、和歌山市和歌浦東 1 丁目ないし 4 丁目の全域及び紀三井寺の一部（総面積 0.816 平方キロメートル 2,963 筆）について実施しております。当該地図作成の事前準備の実施については、受託事業者の構成員である土地家屋調査士の方々のみで実施していただいておりますところ、円滑かつ確実に作業が進んでいるとの報告を受けており、御尽力いただいております皆様方及び関係各位にこの紙面をお借りして御礼申し上げます。

会員の皆様方にも筆界調査委員として御協力いただいている筆界特定制度は、制度発足から 13 年目となっており、この間全国で約 19,000 件の筆界について特定がなされ、全体では約 3 万件の事件が終了しているとのことです。なお、当局においては和歌山県土地家屋調査士会 ADR「境界問題相談センターわかやま」とタイアップした無料相談会を隔月で開催しておりますが、これにより、両制度が国民の皆様に周知され、それぞれの制度の特性を生かした活用が促進されるよう期待しているところであります。

最近、表示に関する登記関係において耳目を集めている問題としては、「空家問題」や「所有者不明土地問題」があります。前者については、全国的に適切な管理等が行われていない空家等が約 820 万戸に及ぶとも言われており、和歌山県では空家率 18.1 パーセントと全国で 3 番目に高いそうです。平成 26 年 11 月に空家等対策の推進に関する特別措置法が公布され、土地家屋調査

士と法務局職員も和歌山県空家等対策推進協議会にオブザーバーとして参加し、特定空家等の判断基準や所有者不明等の特定空家等への対策マニュアルの策定等、各種取組が展開されています。また、後者については、土地台帳制度下における所有者欄の氏名住所の変則的な記載が、一元化作業後も引き継がれたことにより、表題部所有者欄の氏名住所が正常に記録されていない登記の解消を目的とした制度が検討されております。検討の中では、登記官のほか所有者調査委員（仮称）による調査が行われることが想定されておりますが、この所有者調査委員には、土地家屋調査士も委嘱される予定です。

このように、今後とも皆様と法務局とが連携して問題解消に努めて参りたいと思っております。

最後になりますが、オンライン申請の利用率の向上についても引き続き皆様の御協力をお願いするとともに、土地家屋調査士業務に対する国民の信頼と期待が大きくなる中、貴会及び会員の皆様による地域社会への更なる貢献に期待申し上げ、和歌山県土地家屋調査士会のますますの御発展と、会員の皆様方の御健勝を祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。





御 挨 拶

和歌山県土地家屋調査士会

会 長 川 口 吉 雄

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

平素は、会務運営に格別の御協力を頂き、誠にありがとうございます。

今後とも、よろしくお願い致します。

平成 30 年は、地震・集中豪雨・台風と災害が多く発生しました。

被災された方に心よりお見舞い申し上げます。

さて、連合会の方では、現在、各ブロック単位で開催している新人研修会を全国併せて 1 カ所（東京）で開催するべく計画しているとの事です。

近畿ブロック協議会では、本年度は、測量研修、立命館大学での寄付講義を開催しており、また、報酬額の低廉化に対してはスローガンを策定して会員に自覚を促す方向で活動しています。

和歌山会では、和歌山大学における寄付講義が平成 30 年度も、無事に終了致しました。

いわゆる空き家法の関係では、和歌山県、和歌山市、海南市、岩出市、紀の川市、由良町の各対策協議会に会員が参画しており、また、平成 30 年 10 月より和歌山県主催の空き家に関する無料相談会が 2 ヶ月に 1 回実施され、当会からも相談員が出向いております。

しかしながら、土地家屋調査士に関する相談が少ないことは歪めず、建物取壊前の段階で境界線の確定、取壊後の滅失登記の必要がある旨のビラを作製し、県の無料相談会において配布する事を検討しているところであります。

また、建物取壊後の滅失登記の必要がある旨のビラを各市町村の税務課に備付して貰うべく活動中であります。

なお、会員皆様方にも協力をお願いしております平成 30 年作製の土地家屋調査士広報ポスターについては、概ね関係官庁、友好団体等への張り出しを終えております。

また、献血活動において献血参加者に渡す粗品を入れる袋について、和歌山県土地家屋調査士会の名前が入った袋を作製中であります。

最後に、御尽力頂いております役員、会員の皆様方に御礼申し上げ、今後とも、会員皆様方の会務運営への御協力を御願い申し上げ、新年の御挨拶と致します。



ごあいさつ

(公社) 和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理事長 長岡 史郎

新年あけましておめでとうございます。

皆様におかれましてはつつがなく新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、協会を取り巻く厳しい環境の中で、社員の皆様には適正かつ迅速な業務処理を実施していただいていることに、この場を借りて感謝申し上げます。

公共調達に関しますと、一昨年、落札することができず悔しい思いをしました「登記所備付地図作成作業」を昨年は落札することができとても安堵しておりますが、他府県から新たな入札参加者も見受けられ、ますます厳しい状況となってきております。業務内容に見合う金額で落札することも難しくなっておりますが、昨年もここに書かせていただきましたが、協会としては登記所備付地図作成作業に携わることは責務であると考えていますので、一人でも多く参加して頂ければ幸いです。

作業負担も増え、拘束もされますが、できる限り作業に参加いただければと思っております。

また、国交省の入札については、皆様も周知のとおり、近畿においては低価格入札が続いており、大きな弊害となっています。

これについては、近公連においても重要課題の1つとして取り組んでおりますが、なかなか打開することができず苦慮しております。このまま、手をこまねいている訳にもいかないので、情報の収集・共有等により問題解決に向け、近公連とともに取り組んでまいりたいと考えています。

昨年度はヘリサイン併設型登記基準点を有田市の港小学校に設置し、有田市から感謝状をいただきました。学校名を記載したヘリサインは県下初ということで、マスコミにも取り上げられ、公嘱協会としての知名度アップにもつながったと思います。

今年度も計画を予定しておりますので、官公庁の協力を得られるよう働きかけをしております。

また、これを機に協会の業務内容を周知し、官公庁に対する広報活動等にも役立てていきたいと思っております。

最後になりますが、皆様方が、健康で充実した1年を過ごせますように、また充実した仕事を通して、協会を一層盛り立てていただきますように、心から願い、新年のご挨拶とさせていただきます。



ご あ い さ つ

和歌山県土地家屋調査士政治連盟

会 長 稲 垣 崇

厳寒の候、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

昨年の和歌山県知事選挙におきましては、当政治連盟が推薦を致しました仁坂吉伸氏が圧勝で4選を果たしました。皆様のご支援ご協力にあらためて感謝申し上げます。

さて、私たち土地家屋調査士も制度制定から69年になりました。私も開業をしてから30年が経ちます。開業当時の事務所経営は今ほど厳しくありませんでした。しかし、昨今の土地家屋調査士を取り巻く環境は、非常に厳しい状況下であり、会員の皆様は事務所経営に苦勞していると思います。

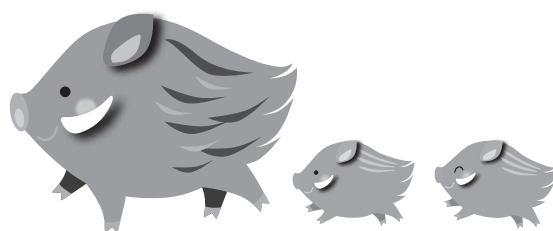
土地家屋調査士の使命である「不動産に係る権利の明確化を期し、国民の信頼に応える。」ためには、まず事務所経営の安定が必要だと思います。事務所経営を安定させるためには、業務の円滑な推進そして地位の向上が必要です。当政治連盟はそのための活動をしています。

具体的には、私たちの主旨にご賛同頂いた国会議員及び地方議員の先生方に要望をしたり、また勉強会をしたりしています。

今後もこのような活動を継続し、我々土地家屋調査士制度の発展に繋げていきたいと考えています。そのためには、政治連盟の会員のみならず、調査士会会員並びに公嘱協会社員の皆様の益々のご協力とご支援が必要不可欠であります。よろしくお願い申し上げます。

最後に、今年は統一地方選挙の年です。各地において、様々な選挙がおこなわれます。政治の場あるいは行政の場において、我々の声を聴いて頂くために、土地家屋調査士政治連盟が推薦する候補者には必ず当選して頂かなければなりません。

皆様のご支援ご協力をよろしくお願い致します。



情報の広場

平成 30 年 11 月 30 日

和歌山県土地家屋調査士会
会 長 川 口 吉 雄 様

大阪国税局
資産課税課長 福居 英雄



適正申告への協力方をお願い（依頼）

秋冷の候、貴職におかれましては、ますます御清栄のことと存じます。

平素から、税務行政全般にわたりまして、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当局では、納税者の皆様の適正な申告と納税がなされるよう、各種広報を通じて正しい税知識の普及及び納税意識の向上に努めているところであります。

つきましては、不動産取引に立ち会われる機会が多い貴会会員の皆様から、不動産をお売りになられた方や贈与を受けられた方などに対して、正しい申告と納税を期限内に行うよう御助言いただくとともに、国税庁のホームページ「確定申告書等作成コーナー」や e-Tax の積極的な利用を勧めていただきますよう、お願い申し上げます。

特に e-Tax の利用に当たっては、平成 31 年 1 月から「ID・パスワード方式」が導入され、利用手続がより便利になっております。

貴職におかれましては、今後とも会員の皆様に対する御指導方をよろしくお願い申し上げます。

和歌山支部研修会

和歌山支部 山 村 定 司

平成 30 年 9 月 29 日 (土) 調査士会館 4 階会議室において、和歌山支部研修会を開催しました。

第 1 部の講師は、筆界特定委員会の、新谷委員長、東委員にお願いいたしました。

和歌山境界紀行「ぶらり」(平成 20 年 12 月 20 日発行)を改めて読み返し、合わせて「石高」、「単位」、「慣習」について聴講しました。又、問題形式の地番の付し方にも挑戦しました。地券の実物を見ることが出来たり、初めて知ることがあったりで、非常に有意義でした。

第 2 部は、「調査書の書き方あれこれ」と題し講師は、西端業務部長、北脇理事にお願いしました。記入項目毎に日頃どう記入しているか、参加者に問いかけ、「自分の書き方はこうである」、「この書き方で登記官のチェックが入った」など、意見を出し合いました。

簡潔でより良い調査書の書き方を探る事が出来ました。

土地部門で大いに盛り上がり、時間超過で建物の調査書について出来なかったのは残念でした。

多忙の中、講師を引受けて下さった先生方にこの紙面をお借りして御礼申し上げます。



筆界鑑定研修会

広報部

平成 30 年 8 月 25 日（土）ルミエール華月殿 6 階 富士の間にて筆界鑑定委員会・境界問題相談センターわかやま合同研修会が開催されました。

第 1 部は、元東京法務局長、弁護士 寶金 敏明 先生をお招きして「里道・水路・二線引き畦畔」と題して講義いただきました。



第 2 部は、境界問題相談センターおおさか運営委員 西田 寛 先生をお招きして「筆界特定後の簡易調停（杭入れ調停）と筆界特定手続きと裁判との連携」と題して講義いただきました。



総務部主催研修会

広報部

平成 30 年 10 月 12 日（金） 和歌山商工会議所 4 階 特別会議室において総務部主催の研修会が開催されました。

第 1 部では、和歌山県総務部危機管理局 竹中進様をお招きして南海トラフ地震が発生した際に和歌山県下で予想される被災状況や、被害を最小限に留めるべく、和歌山県が現在推進している災害対策に関することについてお話しいただきました。また講義の中で和歌山県内の避難所、防災情報等の確認に役立つスマホアプリ「和歌山県防災ナビ」が紹介され、土地勘がない現場で役立つ内容である旨の説明を受け、早速インストールする受講者もありました。



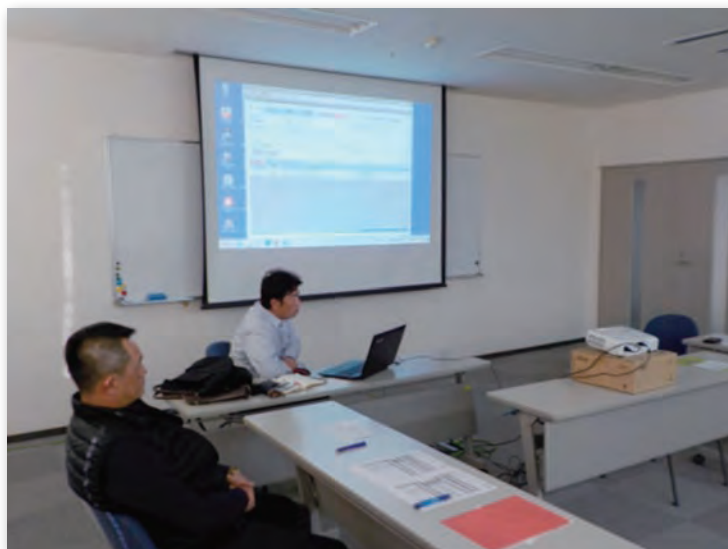
2 部では、特に事務所運営や会務運営において、大規模災害の発生に備えて考えておくべきことや、被災してから復興に至るまで、どのような問題が発生し、それをどう対処していくか等について、実際に会長在任時に東日本大震災をご経験された、元宮城県土地家屋調査士会会長鈴木修先生を講師にお迎えし、お話しいただきました。



紀北支部研修会

広報部

平成 30 年 11 月 29 日 かつらぎ町総合文化会館にて



合併（旧橋本・岩出）後初めての支部研修会を業務部西端部長をお迎えして「調査報告書の作成」についての研修会を行いました。



14 名の参加者で研修会というよりも意見と情報を交換するといった内容で少人数であるがための忌憚のない意見交換ができ有意義な研修会でした。

ご足労いただいた西端部長、研修会に参加していただいた支部員の皆様、お疲れ様でした。

和歌山県土地家屋調査士政治連盟平成 30 年定時大会

日 時：平成 30 年 3 月 23 日（金）
会 場：和歌山県土地家屋調査士会館 4 階会議室
出席会員数：82 名

和歌山県土地家屋調査士会平成 30 年定時総会

日 時：平成 30 年 5 月 25 日（金）
会 場：ホテルアバローム紀の国
出席会員数：143 名

公益社団法人和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会第 34 回定時社員総会

日 時：平成 30 年 9 月 7 日（金）
会 場：ホテルグランヴィア和歌山
出席社員数：119 名



広報部主催献血活動

広報部

平成 30 年 2 月 12 日（月）、オークワ・ロマンシティ御坊店にて献血活動を行いました。
御坊支部の皆様、ご協力ありがとうございました。



平成 30 年 3 月 24 日（土）、ドン・キホーテ紀の川店にて献血活動を行いました。
旧岩出支部の皆様、ご協力ありがとうございました。



平成 30 年和歌山大学寄付講義成績優秀者表彰式

広報部

平成 30 年 9 月 27 日（木）和歌山大学経済学部にて寄付講義委員会が同校で行っている寄付特別講義「国家基盤づくりに係る土地・家屋の調査」にて優秀な成績を収めた学生 3 名を表彰いたしました。

本年は谷久保浩二会員（御坊支部）、坂上公明会員（有田支部）、和田佳人会員（橋本支部）が新たに講師を担当されました。各講師、補助員の皆様、ご協力ありがとうございました。表彰式では、片岡聖佳寄付講義委員長が受賞者に、それぞれ表彰状を手渡しました。当日は和歌山新報社、テレビ和歌山社が取材に訪れ、その模様は、当日の午後 6 時から「ニュース&情報 5 チャン DO！」で放映されました。



平成 30 年度 和歌山大学寄付講義予定表

回数	日程 未定	内 容	担当	補助1	補助2
1	4/10	ガイダンス ～マンガでわかる土地家屋調査士～	片岡	講師全員	—
2	4/17	国家基盤の礎「表示の登記」の調査実務 ～法務局へ行ってみよう!登記簿の編成、登記情報の 見方～	仲谷	西端	北脇
3	4/24	日本の土地制度と歴史的沿革 ～境界はいつからどのようにできたのか～	西端	谷久保	和田
4	5/1	土地の登記 ～土地とは一体なんだろう?～	谷久保	坂上	貴志
5	5/8	土地に関する表示の登記 ～その実務と実際～	坂上	西端	貴志
6	5/15	地籍整備、不動産登記法14条の地図 ～災害後復興から事前復興を目指して～	西端	片岡	福本
7	5/22	地籍整備に必要な測量に関する理論と実務 ～これでバッチリ、登記所に備える図面の見方～	片岡	和田	木村
8	5/29	境界論 ～公法・私法の境界、占有境界、登記との関係～	和田	山下	福本
9	6/5	建物に関する表示の登記（普通建物） ～登記できる建物の認定 これ建物なのですか?～	山下	正井	坂上
10	6/12	建物に関する表示の登記（区分建物） ～今住んでいるマンションは一体だれのもの～	正井	巖村	北脇
11	6/26	和歌山大学の不動産 ～私たちの大学の不動産を考えてみよう～	巖村	片岡	木村
12	7/3	まちづくりにかせない不動産に関連する各種の法律 ～各種法律からみる不動産取引の実務～	巖村	仲谷	本舘
13	7/10	境界紛争発生のメカニズム ～境界紛争を未然に防げ～	仲谷	正井	谷久保
14	7/17	境界紛争の解決手段 ～境界紛争解決における土地家屋調査士の役割～	正井	仲谷	山下
15	7/24	まとめ ～都市基盤情報と登記制度の未来～	仲谷	片岡	正井

講義時間（未定）火曜日の4限目（14：50～16：20）教室：E301を予定
→原稿は講義の一週間前（前回講義）までにサイボウズにアップすること。

平成 30 年度 和歌山大学寄付講義 期末レポート優秀答案紹介（抜粋）

寄付講義委員会

副委員長 仲 谷 雅 弘

和歌山大学寄付講義では定期試験に替えて期末レポートを課し出席レポート 50%、期末レポート 50%の割合で学生の成績を評価しております。昨年に引き続き平成 30 年に提出された期末レポートのうち優秀答案（一部抜粋）をご紹介します。なお、本レポート課題は自宅に持ち帰り作成するもので、問題文末尾に掲載の参考文献は学生が各自で検索することとしています。

設問 以下の文章を読んで答えなさい。

動産は、比較的容易に捨てることができるが、不動産である土地は捨てることができない。また、建物についても取り壊せば動産となり、建築廃材として捨てることが可能であるが、不動産のままでは捨てることができない。不動産は利用価値が高い反面、処分の難しい資産でもある。

このようなことから、不動産との関わりには慎重になりたいところであるが、自らの意思によらず不動産の所有権を得ることもある。その典型的な例は相続である。この場合、自由意思が尊重される資本主義のもと、不動産相続権を放棄することは可能であるが、新たな所有者が現れるまでは継続してその不動産を管理する責任がある（民法第 940 条）ため、そう簡単に無関係者になることはできないのである。

現在、日本では、所有者が不明となっている不動産や利用されずに放置されている不動産が急増している。これがマスコミでもしばしば取り上げられるほど大きな社会問題となっており、政府や民間でもこの問題は盛んに研究が行われている。

その研究成果の一つである「土地総合研究・特集「所有者不明土地について」（※）」を読み、それを参考としつつ、①所有者不明土地問題について具体例（パターン）を挙げ、何が原因でその問題が発生したのか。さらに②その問題をどのように解決すべきかについて、起承転結を意識しながら、800 字から 1200 字までの間で論じなさい。

※ 土地総合研究・特集「所有者不明土地等の課題と対応」

URL : http://www.lij.jp/pub_t/pubt3_25_2.html

土地の「所有者不明化」～自治体アンケートから見える問題の実態～（吉原祥子）

URL : http://www.lij.jp/html/jli/jli_2017/2017spring_p003.pdf

(優秀答案)

設問①

所有者不明土地問題の具体的な例（パターン）

新潟県鳥屋野潟（とやのがた）では、湖の周りに堤防の工事を計画していたのだが、以前農地の改良に湖の底の土砂を利用していたため、湖の底の土地がおよそ 500 区画に分割され、その約 75%が私有地となっており、土地の権利を有する者の総数が 1,200 人を超えていた。

上記問題が発生した原因として考えられるもの（なるべく多く）

手続きの煩雑さや費用負担の大きさ等を理由とする相続未登記の増加、自治体外在住者の死亡情報がいまの制度では把握できないこと、人口流出によって不在地主が増加して相続人情報を追うことが困難になっていくこと、土地の資産価値の低さや管理負担を理由とする相続放棄の増加、親族関係の希薄化に伴う遺産分割協議の困難化。

設問②

①で挙げた所有者不明土地問題の解決方法について（起承転結を意識して）

所有者不明土地問題は相続未登記が大きな要因である。相続登記は任意のため、相続登記を行わないまま世代交代が進むことで、法定相続人が次々に増加し、権利関係が複雑化していく。しかし、なぜ、任意の相続登記がされないことで土地の所有者の所在や生死の把握が難しくなっていくのだろうか。そもそも、日本では土地の所有者情報はどのように把握されているのだろうか。土地の所有・利用に関する主な制度を洗い出してみると、見えてくるのが情報基盤の未整備やルールの不十分さだ。

日本では台帳の内容や精度も様々で、国土の所有・利用に関する情報を一元的に共通管理するシステムは整っていない。さらに、国土管理の土台となる地籍調査も 1951 年の調査開始以来、進捗率は未だに 5 割にとどまる。一方で、個人の所有権は諸外国と比較しても極めて強い。不動産登記簿が実質的に所有者情報源となっているものの、権利の登記は任意である。なので、登記がされなければ登記簿上の名義人がすでに死亡したままだったり、古い住所がそのまま何十年も残り続けることになる。任意の相続登記を相続人が行うかどうか、また、いつ行うかは個人の事情をはじめ経済的、社会的な要因などに影響を受ける。日本の基盤情報は、こうした市場動向や個人の行動によって精度が左右される仕組みの上に成り立っているのである。それではこの問題を解決するためにはどうすれば良いのか。

まずは国と自治体が協力し、地域が抱える土地問題について実態把握を進めることが必要である。その上で国土保全の観点から、どのような基盤情報が実現可能か、また、どのような関連法整備が必要か、省庁横断で整理していくことが求められる。短期的な対策としては所有者、自治

体双方にとって各種手続きのコストを下げる必要がある。相続人による相続登記や自治体による相続財産管理制度の利用にあたり、費用負担を軽減し手続きの促進を支援していくことなどだ。同時に相続登記の促進を図りつつも、登記が長年行われず数次にわたって放置されているものについて、一定の手続きを踏まえた上で利用権の設定を可能にする方策などを検討する。さらに、長期的な対策が必要なのが所有者不明化の予防策である。具体的には、利用見込みのない土地を所有者が適切に手放せる選択肢を作っておくことである。土地の新たな所有・利用の在り方についても考える必要がある。あわせて、こうした問題について、日頃から人々が学ぶ機会を設けることも重要だ。学校教育では現行の土地制度について学ぶ機会はほとんどないからである。財産権にも関わる土地制度の見直しは、国民の理解がないことには進まない。土地が個人の財産であるとともに公共性の高い存在であることを、普段から国民が学び、一人一人が理解を深めていくことが大切である。



■■■■ 報告 ■■■■

第18回 和歌浦ベイマラソン with ジャズ

(広報部)

平成30年11月11日(日)和歌浦ベイコースを走る「第18回 和歌浦ベイマラソン with ジャズ」が行われ、本年は2名の会員が参加されました。

◎ 知念 章 雄 会員 (和歌山支部)

◎ 島本 俊 幸 会員 (和歌山支部)



ジャズの演奏



被表彰者名簿（平成 30 年度）

（敬称略）

会長表彰

山 村 定 司（和歌山支部）

北 脇 一 男（紀北支部）

久 野 俊 樹（新宮支部）

和歌山地方法務局長表彰

寺 下 能 明（和歌山支部）

牛 居 裕 壺（有田支部）

近プロ会長表彰

小 柳 健 一（和歌山支部）

小 川 廣 行（紀北支部）

連合会長表彰

北 山 佳 史（紀北支部）

稲 垣 崇（御坊支部）

管区局長表彰

西 博 之（新宮支部）

稲 垣 和 弘（田辺支部）

長岡史郎事務所

平成 30 年 10 月 23 日、紀北支部の長岡史郎事務所にお邪魔し、お話をお伺いしました。

Q1；開業されたのはいつですか？

平成 21 年 1 月 13 日、岩出駅前事務所で開業しました。平成 28 年に事務所を桜台に移転し現在に至ります。現事務所は元々飲食店として利用されていました。窓からの風景がきれいです。

Q2；事務所の構成を教えてください。

私を含めて男性 5 名、女性 1 名の計 6 名です。

Q3；会務での経歴などをお聞かせください。

本会では平成 27 年から平成 29 年まで業務総合研究委員会に所属しておりました。現在は不動産登記実務研究委員会に所属しております。平成 25 年 9 月から公共嘱託登記土地家屋調査士協会の副理事長を、平成 27 年からは理事長をさせていただいております。



Q4；調査士以外でなにかされていますか？

調査士登録の以前から、測量業と不動産業を営んでいます。測量業はまもなく 35 年になります。不動産業は 12 年目になります。

Q5；卒業されてすぐ調査士になられたのですか？

近畿測量専門学校を卒業した後、約 6 年間、





調査士事務所で補助者をしていました。その後、測量会社を立ち上げました。

Q6；趣味について教えてください。

まずはスキーですね。現在、和歌山県スキー連盟で理事長をしています。あとはバイクです。今は BMW の 1300cc に乗っています。以前は船でイサキなどを釣りによく出かけていました。自分で釣ってきた新鮮な魚を塩焼きにして食べるのが楽しみですね。

Q7；土地家屋調査士や調査士会の今後について何かありますか？

価格面も含めて、我々の業界がより魅力あるものになるよう、制度発展のために皆が努力するべきだと思います。若い人間が、試験に挑戦して参入しようとする意欲が湧いてくるような職業になるよう私もできる限り、協力していきたいと思っています。

Q8；これからの夢を教えてください。

健康で少しでも永く続けたいと思っています。



新 入 会 員 紹 介

坂 口 裕 一 朗

和歌山支部

平成30年2月1日入会

はじめまして。

平成30年2月に登録しました坂口裕一郎と申します。

私が調査士を目指した動機は、単純にかっこいいと思ったからです。新しい登記を作ったり、現況に合わせて変更したり、裁量の幅があり責任も重いですが、その分非常にやりがいのある仕事だと思いました。

実務経験がないため、ひとつひとつが初めてのことばかりで、先輩方に助けて頂きながら、日々悪戦苦闘しております。

これから勉強、経験を積んで、頑張っていきますので、先輩方の皆様、よろしくお願い致します。

(事務所) 〒640-8142 和歌山市三番丁74番地 オフィス中川1階
TEL 073-428-3310 FAX 073-428-0456



峯 野 賢 治

和歌山支部

平成30年6月11日入会

この度、和歌山県土地家屋調査士会に入会しました峯野賢治と申します。

祖父や父が土地家屋調査士として仕事している姿を見て育ち、その後、補助者として業務に携わっていくなかで私自身も土地家屋調査士を志すようになりました。

今後は、調査士としての職責を心に刻み、日々勉強してまいりますので、ご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い申し上げます。

(事務所) 〒649-0121 海南市下津町丸田148番地2
TEL 073-492-2274 FAX 073-492-5517



小林 徹

田辺支部

平成30年11月1日入会

新入会員の小林徹（こばやしとおる）と申します。

私は、平成20年度の土地家屋調査士試験に合格しました。

土地家屋調査士試験に合格後、現在までに司法書士、行政書士を取得し、平成26年度より、司法書士・土地家屋調査士を兼務する事務所で勉強させていただいた後、平成29年度に地元田辺市で開業しました。

そして、念願の土地家屋調査士の登録するに至りました。

私は実務経験も浅いですが、幸いにも多くの先生方に助けていただきながら、なん

とかここまでやってこれました。

若さとチャレンジ精神で色んなことに挑戦し、少しでも市民の役に立つことができるよう、日々精進していきたいと思います。

至らぬ点多々あるかと存じますが、ご指導・ご鞭撻の程、何卒宜しくお願いいたします。

（事務所）〒646-0011 田辺市新庄町3353番地の9
和歌山県立情報交流センターBig・U109
TEL 0739-22-8848 FAX 0739-22-8848



原稿大募集 !!

- ☆ 会員、読者からの投稿を募ります
(会員以外も歓迎)
- ☆ 直接、業務、会務に関しない事でも
歓迎します
- ☆ 最終的な採否は広報部にお任せ下さい
- ☆ 原稿は返却しませんので控えをおとり
下さい
- ☆ メール、FAX、郵便、持参
どんな方法でも結構です

広報部

当会ホームページもぜひご覧ください。

<http://chosashi-wakayama.jp/>



会報 わかやま 第75号

発行日 平成31年1月

発行所 和歌山県土地家屋調査士会
☎ 640-8144

和歌山市四番丁7番地
TEL (073) 421-1311
FAX (073) 436-8101

発行者 会長 川口吉雄

印刷 白光印刷株式会社
TEL (073) 446-8880
FAX (073) 446-8881

日本土地家屋調査士会連合会共済会取扱

損害保険ご紹介

数々の危険からあなたをお守りしたい
桐栄サービスの願いです

職業賠償責任保険

会員または補助者が業務遂行にあたり法律上の賠償責任を負い、損害賠償金を支払わなくてはならないときに役立ちます。

団体所得補償保険

保険期間中に病気・ケガによって就業不能となった場合、1か月につき補償額をお支払いする制度です。(最長1年間)

団体総合生活補償保険

保険期間中、国内外を問わず
1) 日常の生活におけるさまざまな事故によるケガを補償します。
2) 病気による入院を日帰り入院より補償します。

測量機器総合保険

会員が所有し管理する測量機器について業務使用中、携行中、保管中等の偶発の事故を補償します。

集団扱自動車保険

会員皆様の自動車はもとより補助者の方のマイカーも加入できます。

損害保険代理店

有限会社 桐栄サービス

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館6階

TEL : 03-5282-5166

FAX : 03-5282-5167

上記のものは各種保険の概要をご説明したものです。詳細は弊社までお問い合わせをお願い致します。

法律に定められた不動産登記に必要な土地・建物の調査・測量
及び表示登記申請業務は「土地家屋調査士」が行います。

土地家屋調査士の業務内容

【土地関係】

土地の調査・測量
分筆の登記
地積更正の登記
合筆の登記
表示の登記
地目変更の登記
地図訂正の申出等

.....

【建物関係】

建物の調査・測量
新築（表示）の登記
増築の登記
取りこわし（滅失）の登記
種類変更の登記
分割、合併の登記
区分建物、建物区分の登記等

★詳細は和歌山県土地家屋調査士会事務局でお聞き下さい。

住 所 和歌山市四番丁7番地

電 話 073-421-1311

F A X 073-436-8101

E-mail wacho@chive.ocn.ne.jp

U R L <http://chosashi-wakayama.jp/>